

● 選挙投票区の再編について ●

◆再編の背景

市では、平成 16 年の町村合併以降も旧町村で設定された投票区を引き継ぎ、市内全体では、74 の投票区で選挙を実施しています。この投票区については、多くが昭和 30 年代から変わっていません。

現在の投票区ごとの有権者数を比較すると、最小では 70 人未満、最大では 4,800 人超となっていて、各投票区間で大きな不均衡が起こっている状況です。

一方、社会情勢の進展や自家用車の普及・道路網の整備により、生活圏が広域化するなど地域の状況も大きく変わってきていることや、期日前投票制度の導入・普及により、投票者総数の約 3 分の 1 が期日前投票を行っている状況にあることなど、選挙を取り巻く状況は、現在の投票区が設定された昭和 30 年代と比べると大きく変化しています。

また、町村合併以後、市職員の数や年々減少していて、必要な選挙事務従事者数の確保が難しくなっています。

こうしたことから、投票区間のバランスを考慮しながら、有権者にとって公平な選挙を目指すとともに、公正で適正に選挙を行える体制を構築するため、投票区を再編することとしました。

◆再編の目的

- 投票区ごとの有権者数及び投票区の配置状況の平準化と公平性の確保
- 公正で適正な選挙執行を図るための体制整備

◆再編の方針

1 再編の考え方

有権者数の少ない投票区を統合して、過大投票区を分離する。

2 統合の対象

原則として選挙人の数が 500 人未満の投票区を統合の対象とする。

3 再編の基準

原則として次に掲げる基準により投票区を再編する。

(1) 1 投票区当たりの有権者数の基準

- ・市街地・・・1,000 人から 1,500 人程度
- ・その他の地域・・・500 人から 1,000 人程度

(2) 投票所までの距離基準

- ・住居から投票所までの距離・・・おおむね 6 k m 以下
- ・統合による新たな投票所までの増加距離・・・おおむね 3 k m 以下

4 投票所について

投票所は、優先的に公共施設とする。公共施設を利用するのが難しい投票区については、バリアフリーや駐車スペース等が確保できる地区集会所等の施設とする。



◆再編後の投票区

74 投票区 ⇒ 42 投票区 ※ 詳細は、6、7 ページ「投票区再編一覧」のとおり

- ・大宮地域 21 投票区 ⇒ 17 投票区
- ・山方地域 16 投票区 ⇒ 9 投票区
- ・美和地域 11 投票区 ⇒ 6 投票区
- ・緒川地域 14 投票区 ⇒ 6 投票区
- ・御前山地域 12 投票区 ⇒ 4 投票区



◆実施時期

平成 29 年 8 月 27 日執行予定の茨城県知事選挙から実施します。

◆再編に伴う対応等

1 臨時期日前投票所の設置

現在設置している本庁及び各支所の期日前投票所のほかに、今回の再編により投票所までの距離基準を超えて統合することになる次の投票区については、当面の間、現行の投票所で半日程度の臨時期日前投票所を設置します。

- (1) 旧山方第 7 投票区【諸沢地区】
- (2) 旧美和第 1 投票区【氷之沢地区】
- (3) 旧御前山第 7 投票区【檜山地区】

2 投票区再編後の検証

再編後に行われる選挙の投票状況を検証し、投票区の再編が原因となる課題等が確認されたときは、速やかに、その対応策を講じます。

3 投票環境の整備

投票区再編の有無にかかわらず、投票所のバリアフリー化を推進して高齢者等に優しい環境整備を行うとともに、共通投票所※の設置等、投票機会の拡大を図るための環境整備を検討します。

※指定の投票所のほか、駅や商業施設等に設置される誰でも投票可能な共通の投票所



投票区の再編に伴い、投票所が遠くなる等、有権者の皆様には不便をお掛けすることとはなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

常陸大宮市選挙管理委員会 ☎ 52-1111 (内線 318)

投票区再編一覧（※水色の部分が再編した投票区です）

現 行			再 編 後		
番号	投票区名	投票所名称	番号	投票区名	投票所名称 対象区域
1	大宮第1投票区	大宮第3区公民館	1	第1投票区	大宮第3区公民館 大宮第1区、大宮第2区、 大宮第3区、大宮第5区、 大宮第6区
2	大宮第2投票区	おおみやコミュニティ センター	2	第2投票区	おおみやコミュニ ティセンター 大宮第7区、大宮第8区、 大宮第9区、大宮第10区、 大宮第12区
			3	第3投票区	大宮西小学校 大宮第4区、大宮第11区、 石沢区の一部（額山上）
3	大宮第3投票区	玉川農村集落センター	4	第4投票区	玉川農村集落セン ター 東野区
4	大宮第4投票区	八田集落センター	5	第5投票区	八田集落センター 八田区
5	大宮第5投票区	若林公民館	6	第6投票区	若林公民館 若林区
6	大宮第6投票区	大宮公民館大賀分館	7	第7投票区	大賀小学校 上大賀区、久慈岡区、 岩崎区、小祝区
7	大宮第7投票区	岩崎ふるさとコミュニティ センター			
8	大宮第8投票区	鷹巣ふるさとコミュニティ センター	8	第8投票区	鷹巣ふるさとコミュ ニティセンター 鷹巣区
9	大宮第9投票区	塩原農村集落センター	9	第9投票区	大宮東部地区コミュ ニティセンター 辰ノ口区、塩原区、 小倉区、富岡区
10	大宮第10投票区	小倉集会所			
11	大宮第11投票区	富岡集会所			
12	大宮第12投票区	上岩瀬新農村集落センター	10	第10投票区	上岩瀬新農村集落 センター 下岩瀬区、上岩瀬区、 根本区
13	大宮第13投票区	宇留野台ふれあい交流セ ンター	11	第11投票区	宇留野台ふれあい 交流センター 宇留野台区、宇留野坏区
14	大宮第14投票区	泉コミュニティセンター	12	第12投票区	泉コミュニティセンター 泉区
15	大宮第15投票区	下村田公民館	13	第13投票区	下村田公民館 下村田区
16	大宮第16投票区	大宮公民館村石分館	14	第14投票区	大宮公民館村石分館 上村田区、石沢区 （額山上を除く）
17	大宮第17投票区	小場公民館	15	第15投票区	小場公民館 小場区
18	大宮第18投票区	大宮公民館大場分館	16	第16投票区	大宮公民館大場分館 小野区、三美区
19	大宮第19投票区	三美公民館			
20	大宮第20投票区	大宮公民館塩田分館	17	第17投票区	大宮公民館塩田分館 西塩子区、北塩子区、 大宮照田区
21	大宮第21投票区	西塩子田園都市センター			
小計（21）			小計（17）		
22	山方第1投票区	山方公民館	18	第18投票区	山方公民館 山方第1区、山方第2区、 山方第3区の一部 （北皆沢）、西野内区
23	山方第2投票区	山方公民館山方分館			
24	山方第8投票区	山方公民館西野内分館			
25	山方第3投票区	芝新農村集落センター	19	第19投票区	芝新農村集落センター 山方第3区（北皆沢を除く）
26	山方第4投票区	山方公民館野上分館	20	第20投票区	山方公民館野上分館 野上第1区、野上第2区
27	山方第5投票区	山方公民館舟生分館	21	第21投票区	山方公民館舟生分館 舟生区
28	山方第6投票区	山方農村環境改善センター	22	第22投票区	山方農村環境改善 センター 諸沢西区、諸沢東区
29	山方第7投票区	山方公民館諸沢第五区分館			
30	山方第9投票区	山方公民館小貫分館	23	第23投票区	山方公民館小貫分館 小貫区、照山区
31	山方第10投票区	山方公民館照山分館			
32	山方第11投票区	山方農村集落多目的共同利用施設	24	第24投票区	山方農村集落多目 的共同利用施設 盛金区、家和楽区
33	山方第13投票区	家和楽農村集落センター			
34	山方第12投票区	山方公民館久隆分館	25	第25投票区	山方公民館久隆分館 久隆区
35	山方第14投票区	照田区集落センター	26	第26投票区	山方公民館長田分館 山方照田区、長田区、 長沢区
36	山方第15投票区	山方公民館長田分館			
37	山方第16投票区	長沢農村集落センター			
小計（16）			小計（9）		

現 行			再 編 後			
番号	投票区名	投票所名称	番号	投票区名	投票所名称	対象区域
38	美和第1投票区	野沢会館	27	第 27 投票区	表郷みらい館	氷之沢区
39	美和第2投票区	表郷みらい館				
40	美和第3投票区	宿里ふるさとコミュニティセンター	28	第 28 投票区	美和総合福祉センター	下檜沢第1区、下檜沢第2区
41	美和第4投票区	仲郷コミュニティセンター				
42	美和第5投票区	上組会館	29	第 29 投票区	美和山村開発センター	上檜沢区、高部第1区の一部（三ツ木・下町・関山・上町）
43	美和第6投票区	美和山村開発センター				
44	美和第7投票区	東河戸集落センター	30	第 30 投票区	美和幼稚園	高部第2区
45	美和第8投票区	入檜沢下集落センター				
46	美和第9投票区	小田野宿集落センター	31	第 31 投票区	小田野宿集落センター	小田野区、高部第1区の一部（谷熊・細草・大貝）、鷺子区の一部（鷺子下郷）
47	美和第10投票区	小田野中郷集落センター				
48	美和第11投票区	美和高齢者コミュニティセンター	32	第 32 投票区	美和高齢者コミュニティセンター	鷺子区（鷺子下郷を除く）
小計（11）			小計（6）			
49	緒川第1投票区	那賀集落農事集会所	33	第 33 投票区	那賀集落農事集会所	那賀区、下小瀬小玉区、国長区
50	緒川第2投票区	下小瀬生活改善センター				
51	緒川第3投票区	国長生活改善センター				
52	緒川第4投票区	下郷農村集落センター	34	第 34 投票区	緒川支所	下郷区、宿区、本郷区、川西区、西根区
53	緒川第5投票区	宿農村集落センター				
54	緒川第6投票区	川西生活改善センター				
55	緒川第7投票区	大岩集落センター	35	第 35 投票区	小舟上集落センター	大岩区、小舟区の一部（上郷・宿石原・小舟住宅）
56	緒川第8投票区	小舟上集落センター				
57	緒川第9投票区	緒川老人福祉センター「やすらぎ荘」	36	第 36 投票区	緒川老人福祉センター「やすらぎ荘」	小舟区の一部（仲郷・前屋・大貝）、油河内区
58	緒川第10投票区	旧八里小学校				
59	緒川第11投票区	松之草生活改善センター	37	第 37 投票区	小瀬沢ふるさとコミュニティセンター	小松区、吉丸区
60	緒川第12投票区	吉丸コミュニティセンター				
61	緒川第13投票区	入本郷集落センター	38	第 38 投票区	入本郷集落センター	入本郷区、千田区
62	緒川第14投票区	千田田園都市センター				
小計（14）			小計（6）			
63	御前山第1投票区	野口地区センター	39	第 39 投票区	野口地区センター	野口第1区、野口第2区、野口第3区、下伊勢畑区の一部（光戸）
64	御前山第2投票区	上郷新農村集落センター				
65	御前山第3投票区	野口平公民館	40	第 40 投票区	野口平公民館	野口平区、門井区
66	御前山第4投票区	門井公民館				
67	御前山第5投票区	下伊勢畑生活改善センター	41	第 41 投票区	下伊勢畑生活改善センター	下伊勢畑（光戸を除く）、上伊勢畑区、檜山区
68	御前山第6投票区	上伊勢畑集落センター				
69	御前山第7投票区	檜山公民館				
70	御前山第8投票区	長倉地区センター	42	第 42 投票区	長倉地区センター	長倉区、野田区、秋田区、中居区、金井区
71	御前山第9投票区	野田集落センター				
72	御前山第10投票区	秋田公民館				
73	御前山第11投票区	中居公民館				
74	御前山第12投票区	御前山文化伝習センター				
小計（12）			小計（4）			
合計（74）			合計（42）			